

①国名	<b>インド共和国</b> Republic of India (IN)				
②名称	Ministry of Commerce and Industry / Department for Promotion of Industry and Internal Trade <b>Office of the Controller General of Patents, Designs, Trademarks and Geographical Indications (CGPDTM)</b>				
③所在地	Bhoudhik Sampada Bhavan, Antiop Hill, S.M. Road Mumbai-400037				
④連絡先	(電話) (91 22) 241 32735 (FAX) (91 22) 241 23322 (E-mail) mumbai-patent@nic.in (internet) www.ipindia.nic.in/				
⑤組織の長	Controller General of Patents, Designs and Trade Marks: Dr. Prof. Unnat P. Pandit				
⑥沿革	<p>(1) インドにおいて排他的権利の性質を持つ最初の規定は、インドが英国支配下にあった1856年に導入された。この最初の規定に、意匠に関する規定が追加されて1872年に特許意匠保護法となった。</p> <p>(2) 1970年に特許法が制定され、1972年4月2日に施行された。インドにおける特許法は、この1970年法を基礎にしている。その後、1999年の特許法改正によって改正されている。</p> <p>(3) 2000年意匠法は、2001年5月11日に施行された。</p> <p>(4) 1999年商標法は、2003年9月15日に施行され、役務商標、周知商標、団体商標、1出願多区分制度及びマドプロ加盟後の規定が整備された。</p> <p>(5) インドにおいては、TRIPS協定に適合する新たな特許関係法令が2005年3月23日に議会で可決され、2005年1月1日から施行されていた大統領令が正式に施行されている。これにより、インドにおいても物質特許が認められるようになった。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、地理的表示、著作権、半導体回路配置権				
⑩加盟条約	WIPO 1975/5/1	ベルヌ 1928/4/1	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック) 1983/10/19	パリ 1998/12/7	PLT	レコード保護 1975/2/12	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2018/12/25	WPPT(実演及びレコード) 2018/12/25
	ブダペスト 2001/12/17	ヘーグ			リスボン
	マドリッド(標章)	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	ストラスブール	マドプロ 2013/7/8	PCT 1998/12/7	ロカルノ 2019/9/7	ニース 2019/9/7
		ウィーン 2019/9/7	WTO 1995/1/1		

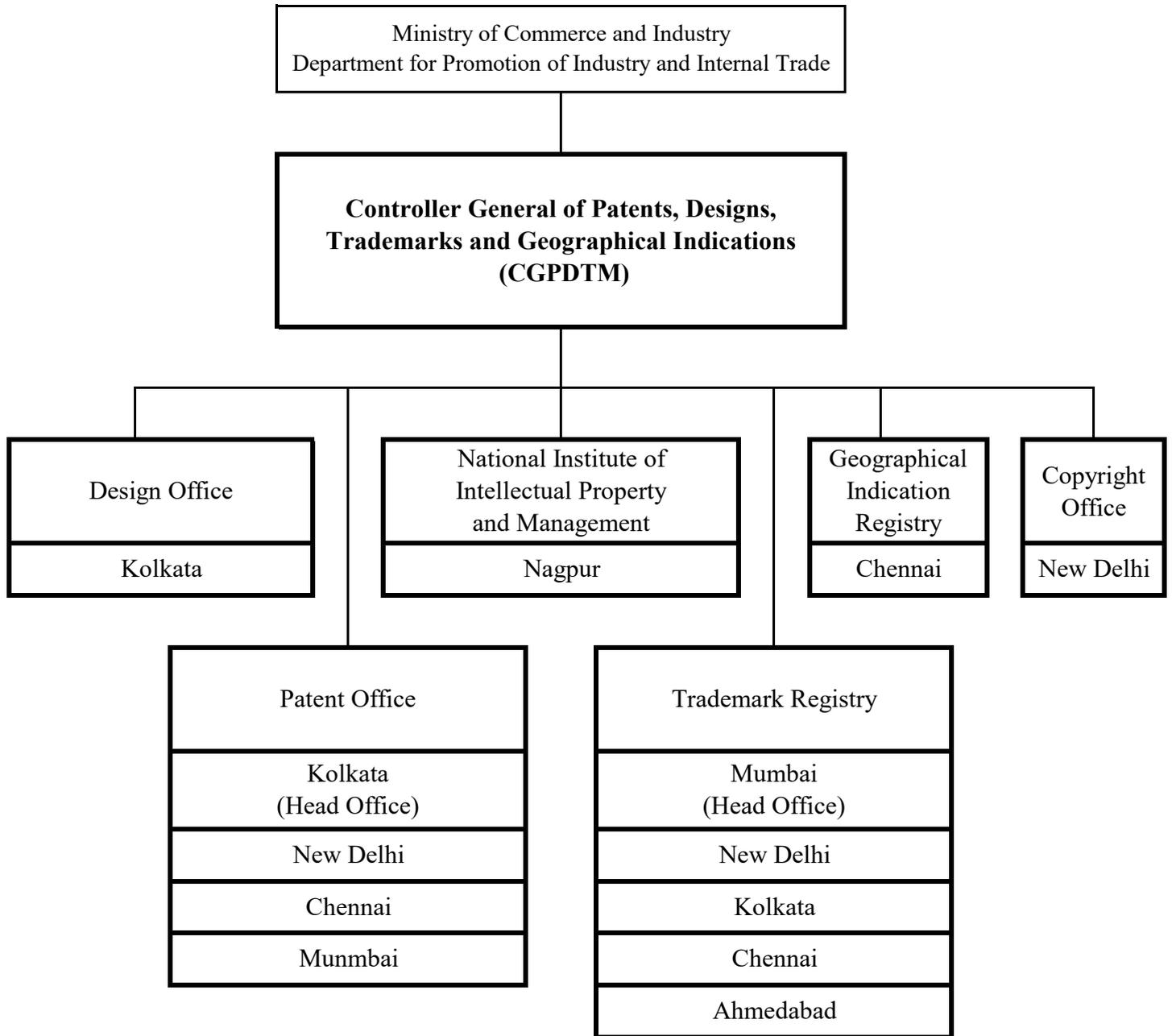
①国名	<b>インド共和国</b> <b>Republic of India (IN)</b>					
⑪統計データ	出願件数	2019年	2020年	2021年	2022年	
	特許	全数	53,627	56,771	61,573	77,068
		(内 外国出願)	34,173	33,630	35,306	38,517
		(内 日本から)	4,853	4,826	4,617	4,583
		(内 PCTルート)	28,155	26,956	28,852	31,577
	意匠	全数	13,723	12,793	21,446	22,557
		(内 外国出願)	4,342	3,831	3,949	3,427
		(内 日本から)	475	410	287	281
	商標	全数	348,948	407,034	464,958	479,187
		(内 外国出願)	26,655	24,750	29,377	30,276
		(内 日本から)	1,111	1,132	1,356	1,051
		登録件数	2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	23,578	26,361	30,721	30,490
		(内 外国出願)	19,888	21,373	24,337	22,703
		(内 日本から)	3,357	4,381	4,822	4,181
		(内 PCTルート)	17,255	18,453	20,834	19,339
	意匠	全数	13,710	8,721	13,013	19,939
		(内 外国出願)	4,058	2,849	3,128	4,461
		(内 日本から)	496	349	342	349
	商標	全数	301,610	239,742	334,691	255,022
		(内 外国出願)	29,485	25,524	32,063	23,657
		(内 日本から)	1,523	1,232	1,650	1,116
(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

インド共和国  
Republic of India (IN)

⑫ 組 織

<組織図> インド特許庁は、Ministry of Commerce and Industry(通商産業省)下の  
Department for Promotion of Industry and Internal Trade (産業振興局)の下部組織である。



(出典): インド特許庁HP Annual Report 2021-2022

①国名	<p style="text-align: center;">インド共和国 Republic of India (IN)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2017年6月23日施行
	③地理的効力の範囲	インド国内のみ。 (特許法第1条(2))
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)。 (特許法第6条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。インドに非居住の出願人は、送達が郵便によって行われるため、インドにおける送達用の宛先を定める必要があり、インドにおける公認の特許代理人を選任しなければならない。 (特許法第126条～第132条、第149条)
	⑦出願言語	ヒンディー語、英語。 (特許規則 9)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第45条、同法第53条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知公用、国内外刊行物。 (特許法第25条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は、何れの場合も開示日から12月。 (1) 公認の博覧会における発明の展示又は実施による当該発明の開示の場合。 (2) 真正かつ最初の発明者が、学会において論文に記載して、又は学会の会報に記載して公表したことによる当該発明の開示の場合。 (特許法第31条)
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (特許法第2条～第4条) (1) 取るに足らない発明又は自然法則に反する発明 (2) 発明の目的とした用途が公序良俗に反し、又は人、動物、植物の生命、健康又は環境に深刻な害悪を及ぼす発明 (3) 科学原理の発見又は抽象的理論の形成、又は現存生物又は非生物物質の発見 (4) 既知の物質の新しい性質若しくは新しい用途の単なる発見 (5) 物質の成分の諸性質についての集合という結果となるに過ぎない混合によって得られる物質又は当該物質を製造する方法 (6) 農業又は園芸についての方法 (7) 人の内科的、外科的、治療的、予防的、診断的、療法的、その他の処置方法 (8) 微生物以外の植物及び動物の全部又はそれらの一部 (9) 数学的若しくは営業の方法又はコンピュータ・プログラムそれ自体若しくはアルゴリズム (10) 文学、演劇、音楽若しくは芸術作品又は他の何らかの審美的創作物 (11) 精神的行為をなすための単なる計画若しくは規則若しくは方法又はゲームをするための方法 (12) 情報の開示 (13) 集積回路の回路配置 (14) 事実上、古来の知識である発明 (15) 原子力に関連する発明 (16) 進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法ではないもの。 (特許法第2条の「発明」の定義の反対解釈)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。出願人は、対応外国出願がある場合には出願日から6月以内に対応外国出願に関する情報を提出しなければならない(提出義務に従わないときは異議理由(特許法第25条1h)、取消理由(特許法第64条1m)となる。特許法第8条、特許規則12)。インド特許庁においては、提出された情報をもとにさらに先行技術調査を行い、判断される。 (特許法第12条、第13条)
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願日又は優先日から48月以内行わなければならない。 (特許法第11B条、規則24B)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。下記条件を満たすことを前提に、早期審査請求を提出することができる。 (1) 対応国際出願において、インド特許庁が調査・審査機関として指定されていること。 (2) 出願人がスタートアップ企業であること。 (特許規則24C、特許規則2)
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第11A条)
	⑯異議申立制度の有無	有。(1) 特許出願が公開され、特許が付与されていない場合、何人も、異議申立できる。 (2) 利害関係人は、特許付与後でも特許付与の公告の日から1年間の満了前であれば異議を申し立てることができる。 (特許法第25条(1)(2))

①国名	<p style="text-align: center;">インド共和国 Republic of India (IN)</p>																																																										
特許制度	⑰無効審判制度の有無	有。 付与された特許の取消は、利害関係人若しくは中央政府の申立に基づいて審判部に、又は、特許侵害訴訟の反訴に基づいて高等裁判所に、求めることができる。 (特許法第64条(1))																																																									
	⑱実施義務	有。特許付与日から3年間が経過し、かつ、以下のいずれかの場合に利害関係人は強制実施権の設定を申請することができる。 (a)公衆の適切な需要が充足されていない場合 (b)適正に手頃な価格で公衆に利用可能でない場合 (c)インド領域内で実施されていない場合 (特許法第84条(1))																																																									
	⑲費用  単位 INR (インド・ルピー)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="446 515 1552 884"> <tr> <td>出願料:紙</td> <td>1,750 INR(*1)</td> <td>8,800 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>出願料:電子</td> <td>1,600 INR(*1)</td> <td>8,000 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">出願付加料</td> </tr> <tr> <td>30頁を超える場合:紙</td> <td>180 INR(*1)</td> <td>880 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>30頁を超える場合:電子</td> <td>160 INR(*1)</td> <td>800 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>10項を超えるクレーム:紙</td> <td>350 INR(*1)</td> <td>1,750 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>10項を超えるクレーム:電子</td> <td>320 INR(*1)</td> <td>1,600 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>審査請求料:紙</td> <td>4,400 INR(*1)</td> <td>22,000 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>審査請求料:電子</td> <td>4,000 INR(*1)</td> <td>20,000 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>早期公開請求料:紙</td> <td>2,750 INR(*1)</td> <td>13,750 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>早期公開請求料:電子</td> <td>2,500 INR(*1)</td> <td>12,500 INR(*2)</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>年金</p> <table border="1" data-bbox="446 963 1552 1232"> <tr> <td>3-6年次 紙</td> <td>880 INR(*1)(毎年)</td> <td>4,400 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>電子</td> <td>800 INR(*1)(毎年)</td> <td>4,000 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>7-10年次 紙</td> <td>2,650 INR(*1)(毎年)</td> <td>13,200 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>電子</td> <td>2,400 INR(*1)(毎年)</td> <td>12,000 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>11-15年次 紙</td> <td>5,300 INR(*1)(毎年)</td> <td>26,400 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>電子</td> <td>4,800 INR(*1)(毎年)</td> <td>24,000 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>16-20年次 紙</td> <td>8,800 INR(*1)(毎年)</td> <td>44,000 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>電子</td> <td>8,000 INR(*1)(毎年)</td> <td>40,000 INR(*2)(毎年)</td> </tr> </table> <p>(注) *1: 自然人など(スタートアップ、小規模団体又は教育機関も含む。) *2: *1以外(*1との共願人も含む。)</p>	出願料:紙	1,750 INR(*1)	8,800 INR(*2)	出願料:電子	1,600 INR(*1)	8,000 INR(*2)	出願付加料			30頁を超える場合:紙	180 INR(*1)	880 INR(*2)	30頁を超える場合:電子	160 INR(*1)	800 INR(*2)	10項を超えるクレーム:紙	350 INR(*1)	1,750 INR(*2)	10項を超えるクレーム:電子	320 INR(*1)	1,600 INR(*2)	審査請求料:紙	4,400 INR(*1)	22,000 INR(*2)	審査請求料:電子	4,000 INR(*1)	20,000 INR(*2)	早期公開請求料:紙	2,750 INR(*1)	13,750 INR(*2)	早期公開請求料:電子	2,500 INR(*1)	12,500 INR(*2)	3-6年次 紙	880 INR(*1)(毎年)	4,400 INR(*2)(毎年)	電子	800 INR(*1)(毎年)	4,000 INR(*2)(毎年)	7-10年次 紙	2,650 INR(*1)(毎年)	13,200 INR(*2)(毎年)	電子	2,400 INR(*1)(毎年)	12,000 INR(*2)(毎年)	11-15年次 紙	5,300 INR(*1)(毎年)	26,400 INR(*2)(毎年)	電子	4,800 INR(*1)(毎年)	24,000 INR(*2)(毎年)	16-20年次 紙	8,800 INR(*1)(毎年)	44,000 INR(*2)(毎年)	電子	8,000 INR(*1)(毎年)	40,000 INR(*2)(毎年)
出願料:紙	1,750 INR(*1)	8,800 INR(*2)																																																									
出願料:電子	1,600 INR(*1)	8,000 INR(*2)																																																									
出願付加料																																																											
30頁を超える場合:紙	180 INR(*1)	880 INR(*2)																																																									
30頁を超える場合:電子	160 INR(*1)	800 INR(*2)																																																									
10項を超えるクレーム:紙	350 INR(*1)	1,750 INR(*2)																																																									
10項を超えるクレーム:電子	320 INR(*1)	1,600 INR(*2)																																																									
審査請求料:紙	4,400 INR(*1)	22,000 INR(*2)																																																									
審査請求料:電子	4,000 INR(*1)	20,000 INR(*2)																																																									
早期公開請求料:紙	2,750 INR(*1)	13,750 INR(*2)																																																									
早期公開請求料:電子	2,500 INR(*1)	12,500 INR(*2)																																																									
3-6年次 紙	880 INR(*1)(毎年)	4,400 INR(*2)(毎年)																																																									
電子	800 INR(*1)(毎年)	4,000 INR(*2)(毎年)																																																									
7-10年次 紙	2,650 INR(*1)(毎年)	13,200 INR(*2)(毎年)																																																									
電子	2,400 INR(*1)(毎年)	12,000 INR(*2)(毎年)																																																									
11-15年次 紙	5,300 INR(*1)(毎年)	26,400 INR(*2)(毎年)																																																									
電子	4,800 INR(*1)(毎年)	24,000 INR(*2)(毎年)																																																									
16-20年次 紙	8,800 INR(*1)(毎年)	44,000 INR(*2)(毎年)																																																									
電子	8,000 INR(*1)(毎年)	40,000 INR(*2)(毎年)																																																									
	⑳料金減免措置の有無	有。費用の項参照。																																																									
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																																									
	(備考)	仮明細書/完全明細書: 特許出願時に仮明細書を添付したときは、出願日から12月以内に完全明細書を提出しなければならない。 (特許法第9条(1))																																																									

①国名	<p style="text-align: center;">インド共和国 Republic of India (IN)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2001年5月11日施行(2000年法律第16号)
	③地理的効力の範囲	インド国内のみ。 (意匠法第1条(2))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。 (意匠法第2条(j))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。インドに非居住の出願人は、公認の特許代理人を選任しなければならない。 (意匠法第43条)
	⑦出願言語	ヒンディー語、英語。 (意匠規則 7)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日から10年。延長申請により5年延長できる。(最長15年) 登録日は出願日とする。 (意匠法第11条、第5条(6))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物。 (意匠法第4条(b))
	⑩グレースピリオド	有。次のいずれかの場合による開示日から6月。 (1) 政府公認の展示会での意匠又は当該意匠が適用された物品の展示。 (2) 展示会の期間中又はその後での、意匠の説明のための開示。 (3) 展示会の期間中又はその後での所有者の黙認又は同意を得ない他人による当該意匠の開示 (意匠法第21条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 新規性又は創作性のないもの (2) インド国内又はその他の国において、出願日前、又は優先日前に、有形な形態での公開若しくは使用により、又はその他の方法により一般公衆に公開されたもの (3) 周知意匠又は周知意匠の組合せから有意に識別できないもの (4) 中傷的又はわいせつな事項を含むもの。 (5) 公序良俗に反するもの (6) 工業的方法又は手段により、線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られる物品であって、視覚によってのみ判断される意匠ではないもの。 (意匠法第2条(d)、第4条、第35条)
	⑫実体審査の有無	有。出願は、先の登録又は出願の有無が調査され、新規性及び進歩性を有するか否かについて審査される。(意匠法第5条(1)~(4))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。部分意匠としては、次要性が求められる。 (1) 当該部分が個別に製造され、販売され得ること (2) 部分意匠を含む製品において、当該部分意匠の全ての特徴を視覚で判断できること。 (意匠法第2条)
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (意匠法第6条(3))
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠規則 2(e)、14(2))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)

①国名	<p style="text-align: center;">インド共和国 Republic of India (IN)</p>		
意匠制度	⑱出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、意匠の登録後、当該意匠の詳細が公告(公開)され、公衆の閲覧に供される。(意匠法第7条)	
	⑳秘密意匠制度の有無	無。	
	㉑異議申立制度の有無	無。	
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、意匠登録後、何時でも登録の取消を長官に請求することができる。取消命令に不服の場合は高等裁判所に提訴することができる。(意匠法第19条)	
	㉓登録表示義務	有。登録意匠を使用している物品に対して、「登録済」、「REGD」又は「RD」の略語、及び登録証に記載の番号を表示しなければならない。(意匠規則 26)	
	㉔費用 単位 INR (インド・ルピー)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料 1,000 INR(*1) 4,000 INR(*2)
		[意匠権維持に掛かる費用]	存続期間更新料 2,000 INR(*1) 8,000 INR(*2)
		(注) *1: 自然人など(スタートアップ、小規模団体又は教育機関も含む。) *2: *1以外(*1との共願人も含む。)	
㉕料金減免措置の有無	有。費用の項参照。		

①国名	Republic of India (IN) (インド共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013年7月8日施行(2010年法律第40号)
	③地理的効力の範囲	インド国内のみ。 (商標法第1条(2))
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標 (商標法第2条(1)(e)(g)、第61条、第69条)
	⑥商標の種類	図形、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装若しくは色彩の組合せ又はそれらの組合せを含む。 (商標法第2条(1)(m)、(zb))
	⑦出願人資格	自己が使用し又は使用の意図を有する者及び承継人(自然人、法人)。 (商標法第18条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第11条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。インドに非居所又事業所を有しない出願人は、願書は願書に記載のインドにおける送達の宛先を管轄する商標登録局の支局に提出しなければならない、インドにおける代理人を選任しなければならない(商標法第18条)
	⑪出願言語	ヒンディー語、英語。 (商標規則12)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。効力は、出願日から発生する。 (商標法第25条)
	⑬グレースピリット	無。
	⑭不登録対象	<p>(1) 識別性を欠いている標章 (商標法第9条)</p> <p>(2) 商品若しくは役務の種類、品質、数量、用途、価格、地理的出所、生産時期若しくは提供時期又は商品若しくは役務のその他の特徴を表すために取引上役立つことができる標識又は表示のみからなる標章</p> <p>(3) 取引上の通用語において若しくは公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみからなる標章</p> <p>(4) 公衆を欺瞞するような性質又は混同を生じさせる性質の標章</p> <p>(5) ある階級又は区分のインド国民の宗教的感情を損ねる可能性があるものを含む標章又はこれからなる標章</p> <p>(6) 中傷的又は猥褻なものからなる標章又はこれを含む標章</p> <p>(7) その使用が1950年紋章名称(不適切な使用の禁止)法に基いて禁止されている標章</p> <p>(8) 商品自体の性質に由来する商品の形状のみからなる標章</p> <p>(9) 技術的成果を達成するために必要とされる商品の形状のみからなる標章</p> <p>(10) 商品の実質的価値を与える形状のみからなる標章 (商標法第9条)</p> <p>(11) 単一の化学元素又は化合物の名称</p> <p>(12) WHO及び登録官により国際的に所有できない標章として発表されている名称 (商標法第13条(a)(b))</p> <p>(13) 先の商標に同一又は類似する標章、及び先の商標が他人名義で登録されている又は役務に非類似な商品又は役務について登録されるものについては、当該先の商標がインドにおける周知商標であり、後の標章の使用が正当な理由なく当該先の商標の名声を不当に利用するときは、その範囲まで(商標法第11条(2)(b))</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	<p>有。周知商標には、次の要件が必要である。</p> <p>(1) 当該商品又は役務を利用する公衆の実質的な部分に周知なものとなった商標。</p> <p>(2) 当該商標を他の商品又は役務に関して使用した際にも、当該商標を使用する者との間に何らかの関係が存在する、と理解され得る。 (商標法第11条(6)~(8))</p>

